



労組周辺動向 No.82

2020年3月6日現在

1. 法・政策

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（元文科初第1585号・令和2年2月28日）

https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(2) 安倍首相、説明不足認め休校要請を釈明し休職対策も表明

安倍晋三首相は29日首相官邸で記者会見をし、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小中学校などの臨時休校要請について「大変な負担をかける」と述べつつも、「集団感染のような事態を起こしてはならない」と理解を求めた。保護者の休職に伴う所得減少に対応する新たな助成金制度創設なども、打ち出した。

首相は27日、全国全ての小中高、特別支援学校などの臨時休校を要請することを表明した。保護者の出勤が難しくなるといった問題への対応策が説明されないままの表明だったため、保護者や学校現場などに混乱が広がっていた。

首相は「十分な説明がなかった（というのは）確かにその通り」と認めた。一方で、「判断に時間をかけているいとまはなかった」と釈明した。保護者向けの支援策として、休職に伴う所得の減少に対応する「新たな助成金制度を創設する」とし、「正規・非正規を問わず、しっかりと手当てしていく」と強調。学童保育についても各自治体の取り組みを支援するとした。

(3) 新型ウイルス 「雇用調整助成金」対象拡大 業績悪化の企業に

新型コロナウイルスの影響で業績が悪化した企業に雇用を維持してもらうため、厚生労働省は「雇用調整助成金」の対象を拡大した。

対象となるのは中国との関係にかかわらず、新型コロナウイルスの影響で1か月の売り上げが前の年の同じ時期に比べて10%以上減少した企業。

(4) 「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）」2020年3月2日厚生労働省発表

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000601848.pdf>

(5) パートらの厚生年金加入要件を拡大－改革関連法案を閣議決定

政府は、会社員らが加入する厚生年金の対象拡大を柱とする年金制度改革関連法案を決定した。パートら非正規労働者の厚生年金の加入義務について、従業員51人以上の中小企業にまで2段階で広げる。パートらが将来受け取る年金額を底上げするとともに、制度の支え手を増やすのが狙い。関連法案には、高齢者の就労を後押しする政策も盛り込んだ。今国会での成立を図る。

パートら短時間で働く人は現在、従業員501人以上の企業で週20時間以上就労することなどが加入要件となっている。企業規模要件を令和4年10月に101人以上、6年10月に51人以上に引き下げる。政府の試算では、51人以上の企業が対象になると、新たに65万人が加入することになる。

厚生年金の保険料は労使折半のため、企業の保険料負担は増える。政府は企業要件の撤廃を一時検討したが、中小企業の反発もあり見送った。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案新旧対照条文」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601829.pdf>

(6) 保護者休業、フリーランスや自営業にも支援措置：菅長官

新型コロナウイルス感染症の問題で、菅義偉官房長官は学校の臨時休校に伴い仕事を休んだ保護者の収入減に対応する新たな助成金制度について、フリーランスや自営業者にも措置を講じる考えを示した。「経営相談窓口の設置や緊急貸し付け・保証枠として5千億円の確保の措置を講じる」と述べた。

2. 法違反・闘い

(1) 調理師死亡の原因は「過酷な労働」として店に賠償命令

グルメガイド本「ミシュランガイド」掲載のフランス料理店で調理師だった男性が死亡したのは長時間労働が原因だとして、男性の妻ら遺族3人がオーナーシェフと当時の経営会社に約9,800万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であり、判決は店側に計約8,400万円の支払いを命じた。

男性は2009年6月ごろから店に勤務。2011年11月からは午前8時～翌午前2時過ぎまで働くことが多く、時間外労働は月約250時間に上っていた。

(2) 「看護師の雇い止めは不当で根拠を欠く」と山口地方裁判所

県立総合医療センターに勤務していた女性看護師が、有期契約で5年を超えて働くと無期転換できる「5年ルール」の適用直前に不当に雇い止めされたとして、病院を運営する県立病院機構を相手取り、職員としての地位の確認を求めた訴訟の判決、山口地裁であった。判

決は「雇い止めは客観的に合理的な根拠を欠く」として、女性の職員としての地位を認めた。

女性は2005年9月から病院に勤務。2017年7月に機構が実施した面接をもとに、「要求される基準を下回る」との勤務評価を下され、無期転換権取得直前の2018年3月末に雇い止めされた。判決は、この面接について「合理的な評価基準の定めや評価の公正さを担保する仕組みが存在せず、判断過程は合理性に欠ける」と指摘。雇い止めは労働契約法に違反するとした。

(3) 和歌山県の高校教諭の過労自殺認定：「持ち帰り残業や部活原因」

和歌山県立高校の男性教諭が2009年に自殺したのは、恒常的な持ち帰り残業や部活動による長時間勤務でうつ病を発症したのが原因だとして、地方公務員災害補償基金和歌山県支部審査会が昨年9月に民間の労災に当たる公務災害と認定していた。審査会は、仕事との因果関係を否定した同基金和歌山県支部長の公務外決定を取り消す異例の逆転裁決をした。

(4) JA つくば市が計2,000万円超の賃金不払い

JA つくば市が、職員に残業代などを適正に支払っていないとして、土浦労働基準監督署から指導を受けていたことが分かった。働いた時間を実際よりも少なく申告するよう上司に求められたと証言する元職員もいる。

土浦労基署は、「複数の事業場で、違法な時間外労働が認められる」と指摘した。

(5) 堺市の外郭団体に是正勧告－正月勤務で休憩とらせず

堺市の外郭団体が、運営する病院に勤務する看護師らに所定の休憩時間を十分にとらせなかったなどとして、堺労働基準監督署が是正勧告を出した。

堺市こども急病診療センター（堺市西区）など3つの機関を運営する同事業団は、運営する病院に勤務する女性看護師ら複数人に対して、労働基準法で休憩が認められる6時間以上勤務していたにもかかわらず、十分な休憩をとらせていなかったという。

3. 情勢・統計

(1) GDP 急減でも景気回復：内閣府「増税のせいと言えぬ」

政府は2月の月例経済報告で、「景気は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している」との認識を示した。昨年10～12月期の国内総生産（GDP）が大幅なマイナス成長となり、政府の景気判断が注目されていた。しかし、2018年1月から続く「緩やかに回復」との見方を維持し、前月に続いて楽観的な判断を示した。

「令和2年2月 月例経済報告」（2020年2月20日・内閣府）は以下（日本語）。

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2020/0220getsurei/main.pdf>

「2019年10～12月期四半期別GDP速報（1次速報値）」（2020年2月17日・内閣府）は以下（日本語）。

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2019/qe194/pdf/gaiyou194_1.pdf

(2) 徳島市が多様な性を認め4月にパートナー証明制度を導入

徳島市は4月から、性的少数者(LGBT)らのカップルをパートナーとして公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入する。四国では香川県三豊市に続き2例目。

ともに20歳以上の市在住か転入予定のカップルで、一方もしくは双方が性的少数者なのが条件。住民票の写しなどの必要書類と所定の宣誓書を提出してもらい、パートナーと証明する宣誓書受領証を発行する。

法的根拠はないが、全国では、証明書を見せると携帯電話の家族割引や生命保険金の受取人指定ができる所がある。市は、市営住宅に家族として同居できるよう制度改正を検討している。

(3) 臨時休校で休業：非常勤講師らからの相談急増

新型コロナウイルスの感染拡大を防ごうと、多くの学校が臨時休校となる中、労働組合には、休業を余儀なくされた非常勤講師などからの相談が急増している。

東京 世田谷区の労働組合には、臨時休校を行うよう異例の要請がされた以降数日で全国の学校関係者から54件の相談が相次いで寄せられた。これは、この労働組合に過去1年間に寄せられた学校関係者からの相談の4分の1が、わずか5日間に集中した計算。

文部科学省は、臨時休校中の非常勤講師の報酬について、授業が無い場合でも授業の準備や家庭学習の支援などの業務を行うことが考えられるとして、それぞれの教育委員会に「適切な対応」をするよう求めている。

しかし、非常勤講師のほか、給食の調理員、それにスクールバスの運転手など教育現場で働く非正規雇用の労働者からは「休校となる間の賃金について説明がなく、無給になるかもしれない」とか、「休業手当は法律に定められたとおり、賃金の6割しか支払えないと言われたが、それでは生活できない」などといった不安の声が寄せられている。

(4) フリーランスは休業助成の対象外ー「多様な働き方推進」と矛盾

安倍政権が打ち出した新型コロナウイルスの感染対策に対し、企業に雇われずに働くフリーランス（個人事業主）が怒りの声を上げている。政権は臨時休校に伴って仕事を休んだ保護者の支援策を発表したが、フリーランスは対象にならなかった。「多様な働き方」を推進する政権はフリーランスを保護する姿勢を示してきたにもかかわらず、矛盾する対応に与

党内からも見直しを求める声が出ている。